

法務・営業・人事担当者様各位

2022年11月7日.

011

行政書士社会保険労務士のぞみ合同事務所
(株)のぞみ総研

(株)のぞみ総研はおよそ20年にわたり、全国のホール企業様から風営法の法務相談に対応して参りましたが、風営法に関連する経営上のリスクがさらに深刻になっているとの認識を深めております。

この実情をホール業界の皆様にご理解いただきたく、このたびホール企業の法務、営業、人事のご担当の皆様へ、今、それぞれの部署でご認識いただきたい重要な事柄を以下にお伝えさせていただきます。

.....

◇法務担当の皆様へ: **風営手続きが後で落とし穴になるケースが増えています**

① 買取り所問題が風営法務と直結している

買取り所に関連する摘発事案が増加していますが注目度は都道府県によって異なり、今後も政治情勢やインボイス制度の導入等の影響で変化が生じる可能性があります。これまで注目されていなかった都道府県においても、「営業所周辺の略図」において「営業所の範囲」を厳密に特定させる、買取り所関連施設の権利関係に関する書面を提出させる、不適切な部分の是正を求める、といった変化が生じる可能性があります。「許可や承認が取れればあとはどうでもいい」という発想で手続きを進めるのは危険です。

② 設備変更の手続きの変化にご注意ください

以前は変更届出をしていた変更内容について変更承認申請を求められるケースが増えているほか、承認申請の時期が、かつては工事完了後でよかったところを、工事着工前申請とするといった取り扱いも多くなりました。このほか様々な厳密な解釈が突如生じることによって開店計画に悪影響が生じるリスクにご注意ください。

～ ☺ のぞみのアドバイス ～

▣あいまいな法令解釈に柔軟な判断を

関係法令の条文理解が重要となりますが、法令解釈には統一されていない部分がまだ多いえ、常に変化しており、また、地域的な温度差のほか、担当者の価値観や理解度による違いも生じます。また、釘と買い取りに関する部分は法令を理解するだけでなく、業界の特殊事情に精通していかなければなりません。

行政トラブルを防止するためには、様々な法令解釈の可能性や業界の動向のほか、行政側の心理分析を含めた<柔軟な判断力>が重要になります。

▣質問役には相応の能力を

複雑な法令解釈に関わる事案では、コミュニケーションの失敗に起因するトラブルが生じやすくなります。たとえば、所轄署に相談すると、その相談が警察本部に回され、回答が本部から所轄に帰ってくるというこ

とがよくありますが、この一連のやりとりの過程で話の一部がすり替わってしまうことがあります。

質問自体があいまいで不適切であると、こういった伝言ゲームがより複雑になってしまい、ホール側が求めていない回答や、理不尽な回答を受けてしまうことによって、問題が余計に複雑化または悪化してしまい、ときには摘発の端緒になってしまいます。

行政に対応するホール側の担当者は、行政側の実情を分析でき、的確に質問し、回答を理解できる能力が必要です。行政側の実情は常に変化していることを意識し、くれぐれも行政側の回答を信じ過ぎないようにしましょう。

□総合的な分析と説明が必要

風営法以外の法令(建築基準法・健康増進法・食品衛生法など)や業界の自主規制を含めた複合的な判断が必要となるケースが増えています。さらには、<ホール業界に特有の諸問題><業界についての世評><行政側の実情>なども含めた総合的な判断が重要となります。それらの分析や判断を経営幹部や担当部署へ的確に説明して理解させることも重要です。

たとえば、行政トラブルに直面して反射的に弁護士や政治家を起用してしまうといった対応がなされようとしていた場合に、その考えを是正して冷静な判断を促すことも法務の役割です。

.....

□営業担当の皆様へ:<釘曲げ>と<買取り> の対策が急務

① 許可取消し・営業停止事案の発生状況

弊社が過去3年間で把握した重大な摘発事案(営業停止以上の行政処分又は書類送検が想定される事案)のうち、半数が買取り事案であり、半数が釘曲げ事案でした。とりわけ釘曲げ事案は営業許可取消し処分など経営の存続に関わる危険な違反行為ですので、重点的な対策が必要です。

② 処罰対象範囲拡大か

買取り、釘曲げに関与した従業員はもちろんのこと、法人代表者や役員のほか、経理担当者や釘のコンサル業者まで書類送検された事案もあり、書類送検の対象範囲が広がっています。行政処分のほか、<書類送検⇒起訴⇒罰金刑確定>となるリスクも考慮する必要性が高まっています。

③ これまでの常識が通用しなくなりつつある

釘曲げ事案では中堅規模以上のホール企業で摘発されるケースが増えているほか、これまであまり注目されていなかった地域(青森、茨城、新潟、香川、熊本など)での摘発事案が増えていることから、「大手だから大丈夫」「緩い地域だから大丈夫」という発想が通用しにくくなっています。

～ ☺のぞみのアドバイス ～

□釘曲げリスク対策は予防と対策とシミュレーションを

釘曲げに起因する風営法違反事件が発生すると、企業は存続の危機に直面することになります。釘曲げ事案の発生を予防するためには<部署ごと>に<必要なこと>を理解させ適正に実行させることが重要

です。そのためには、部署ごとにどのような理解が必要であるかをあらかじめ明確にしておく必要があります。法令を理解させただけでは対策にならないばかりか有害な場合もある、という点が重要です。万が一のリスクが発生した場合のシミュレーションも行いましょう。

買取り事案対策は関係者の理解度チェックから

「釘曲げ」と同じく経営の存続にかかわる問題であり、買取りにかかわる摘発事案は増加傾向にあります。現状の各店舗における問題点の分析(買取り所と営業所との位置関係性。買取り場の運営状況など)と、万一に備えたシミュレーションも重要ですが、なによりこの問題について的確な理解を関係者が有しているかどうかが重要です。

リスクバランスのとれた無駄のない広告宣伝活動を

広告宣伝は集客に関わる重要なテーマですが、違反リスクをよく理解しないまま指示処分を受けてしまうことは避けたいところです。さらには、過激な宣伝活動を原因として行政側の怒りを買ってしまうことで「釘曲げ」「買取り」などの重大な違反を誘発してしまうケースも起きています。

経営トップがリスク判断の基本方針を明確にし、現場の責任者に<的確に判断できる能力と権限>を持たせ、<集客の効果>と<リスク>のバランスに配慮した広告宣伝が実現できるとよいですね。

.....

人事担当の皆様へ:ハラスメント対策が企業の死命を制する

社員が風営法違反事実を行政機関に通報するケースが増加していますが、次の背景が考えられます。

- ① 釘曲げなどの風営法違反がホール経営企業に致命的なダメージを与えることを社員が認識するようになった。
- ② 会社に不満や不正を訴える機会がなかった。

所属企業に反感を持った社員が会社への意趣返しとして警察への通報に走ってしまう、又は、社内で横領やハラスメントなどの不正を働いて問題が発覚した社員が責任回避の手段として違反通報をほのめかす、といったケースも生じています。

 のぞみのアドバイス ~

社内に相談窓口を設置して社員の本音を分析しましょう

会社に恨みを持った社員が行政通報に走る可能性が高いので、社員の本音を把握するために相談窓口の設置は必須です。相談窓口には、社内で行われている不正を早期に探知する役割も期待できます。相談窓口を設置した以上は、その役割にふさわしい能力を持った者を配置し、窓口の信頼感を高めるための施策を社内で計画的に実行することが重要です。

法務、営業と連携した人事活動を

仕事や職業生活に関する強い不安、悩み、ストレスを感じる労働者の割合は例年 50~60%程度で推移しており、年収 600 万円の社員がメンタル不調で休職すると一人平均 422 万円の追加コストがかかるそ

うです(内閣府調べ)。企業風土や労働環境の改善は人事コストを削減するほか、行政機関への通報リスクを低下させます。とりわけ、風営法違反リスクにかかわる部署においては、その役割にふさわしい法令理解やリスク対応ができる人材を配置する必要があるので、人事担当の方には法務や営業部門と連携して、違反リスクにも対応した人事業務を行っていただきたいです。

▣意味のあるハラスメント対策を

2022年4月から中小企業においてもハラスメント対策が義務化されました。ハラスメントに起因するトラブルが発生した場合には、企業側は安全配慮義務を問われ、損害賠償責任を負うリスクが生じますが、ホール企業の場合は風営法違反に関する通報リスクも抱えていることを認識してください。

パワハラやセクハラが横行している会社では風営法違反リスクが高く、摘発が発生した後も適切な対応が行われにくい傾向があります。ハラスメント対策としてのアンケートの実施と相談窓口の設置は必須です。

社内の相談窓口は社員から信頼されにくいうえ、ふさわしい人材を配置することも容易ではないので、外部事業者と契約して外部相談窓口を設置することをお勧めします。なお、弊社ではパチンコ業界向けの<外部相談窓口>を提供しております。

お読みいただきありがとうございました。

(株)のぞみ総研はたくさんのホール企業の皆様のご協力のもと、風営法違反対策を支援するサービスを研鑽して参りました。

業界は現在、厳しい状況に置かれている折ではありますが、風営法対策はホール経営企業の存続のために極めて重要なテーマです。

弊社はこの分野で今後もより一層お役に立てますよう励んでゆく所存です。

どうぞよろしくご指導ご鞭撻のほどお願い申し上げます。

(株)のぞみ総研 風営法担当 小峰・日野 Tel042-701-3010 e-mail info@thefirm.jp

〒252-0303

神奈川県相模原市南区相模大野8-2-6 第一島ビル4F

行政書士/社会保険労務士のぞみ合同事務所

風営法リスク対策と法務全般を支援するサービス 全国対応 月額固定料金

ハラスメント対策と外部相談窓口も実施中

<法務コンシェルジュ> 詳しくは以下のWEBサイトで <https://thefirm.jp>

